

2022年度 個人研究実績・成果報告書

2023年 2月 25日

所属	会計ファイナンス 研究科	職名	教授	氏名	趙 珍姫
研究課題	韓国における BEPS 行動計画 12 の MDR (Mandatory Disclosure Rules) 導入に関する研究				
研究キーワード	BEPS 行動計画 12、MDR	当年度計画に対する達成度	3.概ね順調に研究が進展し、一定の成果を達成したが、一部に遅れ等が発生した		
関連するSDGs項目	10.人や国の不平等をなくそう	4.質の高い教育をみんなに	該当なし	該当なし	
<p>1. 研究成果の概要</p> <p>2015年 OECD は BEPS プロジェクトの一環として域外取引による攻撃的な租税戦略に対する租税回避取引の事前申告義務制度(MDR:mandatory disclosure rules)の導入を勧告した。同制度の導入趣旨は、課税当局が域外租税戦略情報を適時に把握し、税源浸食による所得移転を効果的に防ぐことにある。事前申告義務制度の導入と関連し、国内で発表された研究はいずれも同制度の導入に賛成している。しかし、MDR の導入は国内税法の全般的な申告義務の枠組みの中で行われなければならない、OECD の BEPS12 最終報告書と欧州連合指針が期待する効果を示すものでなければならない。</p> <p>韓国も OECD の BEPS Project に参加しており、国内税法を補完しなければならないため、BEPS12 最終報告書が提示する案を参考にして、より効果的な租税回避防止法制を立法または補完する必要がある。BEPS12 最終報告書が提示する方策を個別に検討・対応するとともに、租税回避防止法制全般に適用される「租税回避」の概念を明確化することを併行する必要がある、これとともに手続法上では、実際に紛争が発生した場合、立証に関する規定を新設し、行政的な側面から納税者自ら租税回避の可否を判断して自制させる義務的申告制度の導入を検討する必要がある。課税当局が、その情報に接しにくい領域で、専門家の助力を得て攻撃的な租税回避を図る取引については、納税者側から事前申告をさせる制度が必要であると考えます。</p> <p>本論文は、資料収集に時間がかかったため、現在研究を続けており、2022年度中には発表する予定である。2022年度は「韓国の相続税および贈与税に関する研究—名義信託贈与擬制規定の主な事例を中心として—」をテーマとして千葉商科大学国府台学会 千葉商大論叢第 60 巻第 1 号に発表している。</p> <p>本論文は、韓国の相続税および贈与税法第 45 条の 2 「名義信託財産の贈与擬制」の規定について検討したものである。同規定の立法趣旨、導入経緯、重要事例および合憲論・違憲論を検討し、改善方を提案したものである。本論文を 2022 年度の成果として報告する。</p> <p>2. 著書・論文・学会発表等（査読の有無及び海外研究機関等の研究者との国際共著論文がある場合は必ず記載）</p> <p>【論文（査読あり）】</p> <p>【著書・論文（査読なし）】</p> <p>「韓国の相続税および贈与税に関する研究—名義信託贈与擬制規定の主な事例を中心として—」、千葉商科大学国府台学会 千葉商大論叢第 60 巻第 1 号</p> <p>【学会発表等】</p> <p>3. 主な経費</p> <p>書籍および消耗品購入に使用。</p> <p>4. その他の特筆すべき事項（表彰、研究資金の受入状況等）</p>					

(本文は2ページ以内にまとめること)